

1 企画競争とは

高度な専門知識や構想力の必要な業務において、複数の者に企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行い最も優れた企画提案書等を提出した者と契約する方式をいいます。

(1) プロポーザル方式

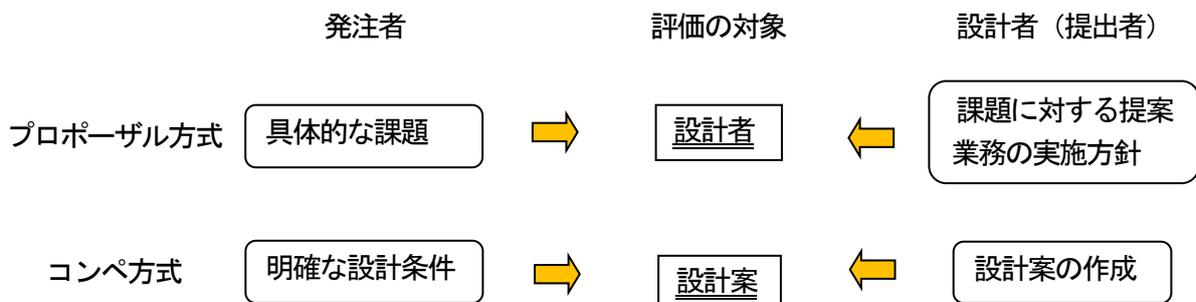
複数の応募者から事業目的に沿った企画提案の提出を受け、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者【設計者(人)】を契約の候補者として選定する方式

(2) コンペ方式

複数の応募者から事業目的に沿った企画提案の提出を受け、提案内容を審査し、最も優れた企画提案そのもの【設計案】を選定し、その応募者を契約の候補者として選定する方式

【プロポーザル方式とコンペ方式の違い】

区分	プロポーザル方式	コンペ方式
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な設計案まで求めないので、コンペ方式のように設計案に拘束されることはない。 ② 建物等の具体的な形状が分かるような図面（設計案）は求めず、イラスト、イメージ図程度とする。（設計案の善し悪しの評価としないため。） ③ 発注者、設計者双方にとっても、コンペ方式に比べて手間や経費、審査時間が少なく済む。 ④ 発注者と設計者との共同作業により設計を進めるため、発注者の意見や要望が反映できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な図面（設計案）の中から優れた案を選ぶことができる。 ② 具体的な設計案を求めるので、発注者は設計案作成に必要なかつ十分な要件や条件を提示する必要がある。 ③ 設計案作成に必要な時間と応分の費用を用意する必要がある。 ④ 設計案を選ぶため、発注者、設計者双方とも、その後の設計過程において選ばれた設計案に拘束される。



2 福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式について

試行要領や運用、手引き等により統一的な取扱いを定めている。

(1) 対象業務

明確な仕様や設計条件が設定できない場合や、創造力、技術力、経験等その内容の業務にふさわしい者を選定する方が優れた成果を期待できる場合など、技術的に高度で独自性の強い工事に関する測量等業務委託

(2) 対象業務の審査

入札参加条件等審査委員会によりプロポーザル方式における契約が適正であるか審議する。

(3) 公告から技術提案書提出までの期間

取扱いフローにより期間の目安が示されている。

※土木設計：25日～40日、建築設計：約40日

(4) プロポーザル審査委員会

ア メンバー

(ア) 委員長 本庁発注業務であるときは業務を担当する部次長
出先機関発注業務であるときは公所長

(イ) 副委員長 委員長による指名により1名

(ウ) 委員 執行機関から4名～6名

※専門知識や経験を有する学識経験者又は関係部局の職員を選定することができる。

計6名以上

イ 所掌事務

(ア) 募集要領等の策定

(イ) 技術提案書の審査及び候補者の選定、特定

(5) 審査結果の公表 入札結果書や審査結果書を公表する

(6) 選定されなかった者に対する理由の説明

提出者は結果通知の翌日から2週間以内に書面により説明を求めることができる。

執行権者は書面により回答する。

提出者は、回答に不服がある場合は、再苦情の申立てができる。

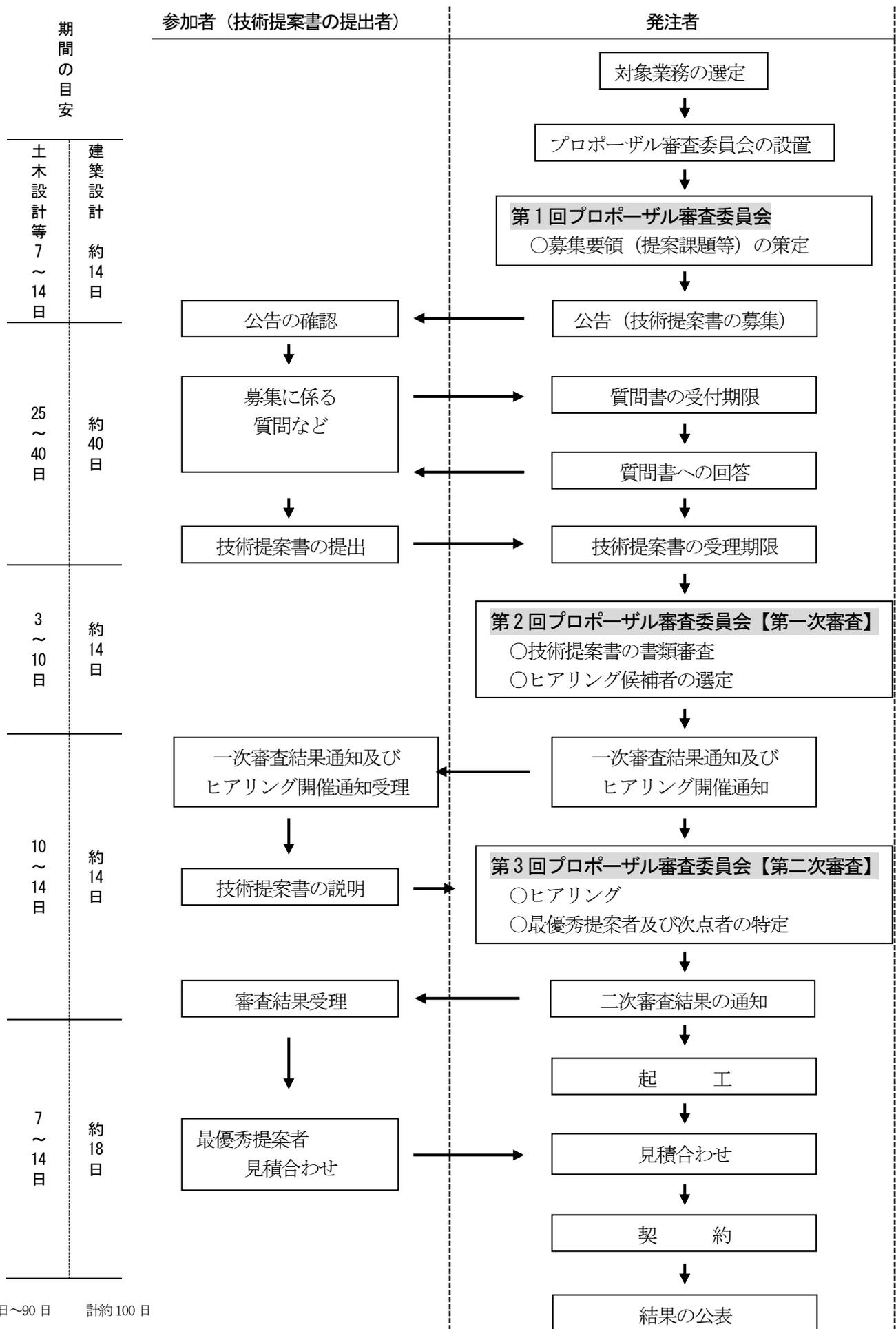
3 福島県発注の業務（福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式を除く） プロポーザル方式、コンペ方式について

上記2のような統一的な取扱いの定めがないことから、各発注機関が判断し執行している。
令和2年度行政監査結果報告書により統一的な取扱いの定め策定を要請された。

● 主な行政監査指摘事項

- ① 1者応募が散見され、プロポーザル方式等のメリットがいかされていない。
- ② 募集広告から参加表明までの期間や企画提案書提出までの期間については、より多くの事業者が参加を検討する機会を確保するため、十分な参加機会の検討が必要である。
- ③ 評価項目や評価方法が妥当か検討が必要である。
- ④ 審査結果の公表については、事業者選定の公平性、透明性を確保するために、公表を検討すべきである。

4 福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式手続きフロー



計50日～90日 計約100日